

公 令和5年度 軽自動車税(種別割) 納税通知書

お問合せ窓口は右側に記載しております。

問い合わせ番号	通知番号	納税組合	税額 円
上記の金額を納期限までに裏面記載の納付場所へ納めてください。			車両(標識)番号
納期限			

【減免制度について】

長崎市には、以下の減免制度があります。(※納期限までに手続きが必要です。)

詳しい内容は市民税課諸税係にお尋ねください。

- 障害減免…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合。(等級による制限あり)
- 構造減免…お車が、障害等をお持ちの方のための特別な構造の場合。
- 公益減免…お車を、社会福祉法人等が公益のために直接利用する場合。
- 電気減免…お車が、電気自動車(バイク)等である場合。

【口座振替について】

口座振替の方法は、以下のとおりです。詳しい内容は収納課収納係にお尋ねください。

- 金融機関の窓口で申し込み
- 市役所の窓口で申し込み

【スマートフォンを利用した納付について】

スマートフォンを利用した納付の場合、領収証書は発行されません。

車検で納税証明書の発行をお急ぎの方は、納付書裏面に記載の金融機関等の窓口やコンビニエンスストアでの納付をお願いいたします。

なお、車検用納税証明書は7月上旬に長崎市から送付します。(車検対象車両で納期限までに納付し、完納となる場合のみ)

※詳しくは、長崎市ホームページをご確認ください。

お問い合わせ窓口

長崎市役所代表 095-822-8888

- 課税内容・減免制度等について  
市民税課 直通 095-829-1133  
(諸税係)

- 納付・口座振替・車検用納税証明書の内容について  
収納課 直通 095-829-1130  
(収納係)

- 車検用納税証明書の交付場所  
各地域センター・地区事務所・事務所

1 課税の根拠

軽自動車税(種別割)は、地方税法第443条および長崎市税条例第53条の規定に基づいて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車に対して、4月1日現在の所有者に課税されます。

2 審査請求等

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、上記審査請求の裁決後に上記処分に係る取り消しの訴えができませんが、この取り消しの訴えは、当該審査請求の裁決の送達を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に長崎市(訴訟において長崎市を代表する者は、長崎市長)を被告として裁判所に提起することができます。なお、当該取り消しの訴えは、①審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき②処分の執行等により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないまでも提起することができます。

3 納期限までに納付しない場合

(※詳しくは、収納課へお尋ねください)  
 (1)督促状が発送された時は、督促状1通につき70円の督促手数料がかかります。  
 (2)納期限の翌日から納付の日までの日数に応じた割合の延滞金が加算されます。(地方税法第20条の4の2、第455条)  
 ア 納期限の翌日から1月を経過するまでの期間…年7.3%以内  
 イ その後の期間について…年14.6%以内  
 ただし、税額1,000円未満の端数は切捨て、税額の全額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。  
 (3)督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金等を完納しない場合は滞納処分を受けることとなります。(地方税法第459条)